
次期ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

令和5年8月4日

須恵町外二ヶ町清掃施設組合

入札説明書等に関する質問回答（入札説明書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2章	8	(オ)	予熱利用管理業務	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（入札説明書）No.4で「FIP制度の活用を予定しています。受給管理業務は事業者の業務範囲に含まれます。」とありますが、売電契約は組合様が行うこととなっておりますので、事業者の業務としては、売電する1日前に翌日の売電量を計画し、提出するとの理解で宜しいでしょうか。	売電に必要な業務は業務範囲となります。
2	24	第6章	1		入札提案書類	提案書、技術提案書概要版の電子データ（CD-R）を2部提出することになっておりますが、CD-Rに格納する提案書（技術提案書、施設設計図書、添付資料）の電子データは以下のうち、どれになりますでしょうか。 1. 正本版の電子データのみを2部 2. 副本版の電子データのみを2部 3. 正本版、副本版の電子データいずれも2部 4. 正本版1部、副本版1部	3. 正本版、副本版の電子データいずれも2部としてください。

入札説明書等に関する質問回答書（要求水準書）

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1部	第3章	第2節	3 本組合等が行う業務範囲 (1) イ 造成工事	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.1「新規造成工事完了時期が遅延した場合、事業者による地質調査も遅延するため、工期延長頂けると考えて宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご回答は「工期延長はできません。遅延した場合は民間事業者と協議により対策を講じます。」とございますが、造成工事完了時期が遅延した場合は、工期遵守に向けた協議を行うとしても、建設工事請負契約書第21条にも照らし、その時の状況に応じて、建設工事請負契約書第20条、第22条などの規定が適用される場面もあるものと理解しております。上記のご回答は、新規造成工事完了時期が遅延した場合について、上記の各条項が適用され、履行期間が延長される場合があることを否定する趣旨ではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	12	第1部	第3章	第2節	3-1 フロー	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.4で、「リサイクルプラザからの可燃性粗大ごみ、可燃残渣の運搬量は約976t/年」とありますが、可燃性粗大ごみのみの運搬量は約530t/年との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、次期ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問への回答（第1回）令和5年5月11日、要求水準書に係る回答No.102において、家具類の実績数量を1,000個/月としていますが、2,000個/月に訂正いたします。
3	33	第2部	第1章	第3節	7 工事範囲 (2)エネルギー回収型廃棄物処理施設電気・計装設備工事 ア	「電気設備（リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等への配電に関わる工事を含む）」の記載について、今回新設棟からリサイクルプラザへの送電系統数は、既存施設と同様に、高圧1系統、低圧5系統、との理解で宜しいでしょうか。	高圧配線は、お見込みのとおりです。 低圧幹線は6 系統見込んでください。
4	33	第2部	第1章	第3節	7 工事範囲 (2)エネルギー回収型廃棄物処理施設電気・計装設備工事 ア	「電気設備（リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟等への配電に関わる工事を含む）」の記載について、既設図面を確認させていただくと、受電引込点のVCT（電力受給用計器用変成器）のほかに、既存RDF棟の高圧受配電設備内のリサイクルプラザ深夜電力分電盤への送電系統上にVCTがあります。今回の工事では、リサイクルプラザ深夜電力分電盤の消費電力量が分かるようにすれば、深夜電力用VCT設置は不要との理解でよろしいでしょうか。VCTは受電引き込み地点1カ所当たり1基設置するのが一般的と考えております。	お見込みのとおりです。 深夜電力は管理棟の氷蓄熱空調設備の電源です。 本施設にボイラが設置されるため不要です。
5	34	第2部	第1章	第3節	9 仮設工事 (2) 工事用の電力・電話・及び水道	「正式引渡しまでの仮設電源・電話・給排水設備等は全て建設事業者の負担で関係機関との協議のうえ諸手続きをもって実施すること。」とありますが、給水について、場内の上水並びに井水をメーターを介し、借用させて頂くことは可能との理解で宜しいでしょうか。	上水については、水道事業者と協議のうえ指示に従ってください。 井水については、落札者と協議します。
6	39	第2部	第1章	第5節	1 試運転 (8) 試運転期間中	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.23「試運転期間中の電力会社との契約は建設事業者が行うこと。」とありますが、これは買電に係る契約のことであり、試運転期間中の売電の契約は発注者にて行うものと理解して宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご回答は「民間事業者の業務範囲です。」とございますが、試運転期間中の売電の契約締結者は発注者、受注者のいずれになるのでしょうか。また、試運転期間中の売電収入は発注者、受注者のいずれに帰属することになるかご教示頂けないでしょうか。	試運転期間中の売電の契約は組合が組合が行います。 試運転期間中の売電収入は組合に帰属します。
7	156	第2部	第3章	第1節	5 低圧配電設備	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.61「貴組合の電気料金ご負担所掌については、リサイクルプラザ、プラザ・管理棟、工房棟の3ヶ所という認識で宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご回答は「整備補修時等、本施設で発電を行わない場合の電気料金の負担は本組合とします。」とありますが、電気基本料金は事業者負担の理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。組合の所掌となる各棟の基本料金を案分してして支払います。
8	213	第2部	第5章	第5節	4-1 電話設備 (4) 構内PHS電話機	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）」（要求水準書）No.81「PHS電話機については公衆PHSのサービス終了に伴い、PHS端末や基地局の入手が困難になっていくことが予想されます。本設備に替わる無線設備等を採用するものとして宜しいでしょうか。」との質問に対して、ご回答は「要求水準書のとおり。」とありますが、PHSを運営20年間使用することが困難になる可能性もございますので、PHSに替わる設備等を提案することをお認め頂けないでしょうか。	提案を認めます。通話の安定性、信頼性、操作性、経済性、セキュリティに優れた技術としてください。 リサイクルプラザ、プラザ・管理棟等の既存の構内電話設備との通話も可能で、電話代金が発生しない設備としてください。なお、既存の構内電話設備との通話が困難な場合には、既存設備の更新、維持管理を業務範囲に含めます。

入札説明書等に関する質問回答書（様式集）

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式第15号 -5-2	-	-	-	デザイン計画	A4版・縦2ページ、もしくはA3版2ページ以内とありますが、配置・動線計画と同様に、A4版・縦2ページ、もしくはA3版1ページとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書（リスク管理方針書）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3～12	第3章	—	—	事業に係るリスク抽出シート	令和5年5月11日付「入札説明書等に関する質問への回答（第1回）（リスク管理方針書）No.1でのご回答「リスク管理方針書の位置付けについては、お見込みのとおりであり、事業契約の内容の全てが網羅されているものではありません。具体的な処理は、事業契約を構成する各契約書に従います。」とありますが、「第3章 事業に係るリスク抽出シート」において、事業契約書の内容に合致していない箇所などについては、今後ご修正頂けると理解して宜しいでしょうか。もしくは、事業契約書の内容に合致していない箇所などについては、今後「第3章 事業に係るリスク抽出シート」の修正は行わず、あくまで事業契約書に基づき判断し、処理するとの理解で宜しいでしょうか。	リスク管理方針書は、本事業に係るリスクについて基本的な考え方を整理したものです。具体的な判断は、各契約書に基づき行いますので、「事業に係るリスク抽出シート」の修正は行いません。

入札説明書等に関する質問書（運營業務委託契約書（案））

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	20	64	1	—	第三者への賠償	「本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。」とありますが、「受注者の責めに帰すべき事由により」とは、受注者において、善良な管理者の注意義務（運營業務委託契約書第5条第8項）への違反がある場合を指しており、当該義務を果たしていても施設の運転にあたり通常避けられない騒音や振動等によって第三者に損害が生じた場合に関しては、建設工事請負契約書第29条第2項の定めと同様に、受注者が責任を負うものではないという理解で宜しいでしょうか。	「受注者の責めに帰すべき事由」は、善良なる管理者の注意義務（以下「善管注意義務」という。）に違反した場合のみに限られるわけではありません。要求水準書等の遵守状況、善管注意義務の履行状況等を総合的に勘案して、受注者の責めに帰すべき事由か否かを判断します。